平成２０年（フ）第１７３９号
埼玉県上尾市西宮下３丁目211番地　西宮下ハイツ103
破産者　白根　隆昌
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第５９１号
埼玉県越谷市大沢1650番地、旧住所埼玉県越谷市大字下間久里555番地11
破産者　油井　光三
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５９２号
埼玉県越谷市大沢1650番地、旧住所埼玉県越谷市大字下間久里555番地11
破産者　油井　雪子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３６８号
静岡県藤枝市藤岡５丁目24番11号、旧住所静岡県藤枝市藤岡１丁目20番３号　雇用促進住宅２棟204号
破産者　ベリーホセこと　ベリチュキヤンキホセ
1　決定年月日　平成22年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８８１号
盛岡市高松３丁目12番34号
破産者　山口　正剛
1　決定年月日　平成22年２月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１２５号
岩手県下閉伊郡田野畑村大芦52番地２
破産者　牧原　禎一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８５号
福島県田村市滝根町広瀬字赤坂７番地
破産者　先﨑　秀一
1　決定年月日　平成22年２月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第３８２号
水戸市東前３丁目245番地の２
破産者　齋藤　建勇
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３８３号
水戸市東前３丁目245番地の２
破産者　齋藤　悦子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６８号
神奈川県横須賀市富士見町３丁目73番地８
破産者　佐川みづほ
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３１０号
静岡県浜松市中区海老塚町774　鈴マンション303号、住民票上の住所静岡県浜松市南区芳川町642番地の５
破産者　河原　明佳
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３１１号
静岡県浜松市中区海老塚町774　鈴マンション303号、住民票上の住所静岡県浜松市南区芳川町642番地の５
破産者　河原　洋子
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１１６０号
京都市伏見区深草大亀谷岩山町118番地　シャントゥール城北202号
破産者　迫　　久雄
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第５３７号
山口県下関市前田１丁目15番５号
破産者　佐々木智治
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第３６４号
山口県下関市秋根北町９番25―306号　パレス新下関
破産者　大髙　周治
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２０年（フ）第１０９１号
福岡県朝倉市杷木大山1060番地２
破産者　日野　信夫
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４７号
長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2443番地１、開始決定時の住所福岡市早良区西新３丁目９番１―205号
破産者　獅峯　敏昭
1　決定年月日　平成22年２月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部